

実務訓練制度の あるべき姿と実施状況

—各国の資格で当然のことを日本で JIA が担う—



近藤 昇

本部建築家資格
制度実務委員会
委員長

安達治雄

職能・資格制度
委員会 前委員長

内野輝明

職能・資格制度
委員会 委員長

実務訓練は建築家になるための世界共通のプロセス

連載の今回は、世界の建築家資格制度を動態として見れば、それが**実務訓練**を通じて建築家を育てるシステムであること、また、私たち登録建築家の認定において実務訓練よりも実績評価の比重が大きかったのは、次世代の建築家を育てる初代登録建築家を定めるためには仕方がなかったこと、これらを確認した。

私たちが推進しようとしている建築家資格制度の基本の姿は、UIA基準に照らして建築士法に足りない素養・能力・認識・職能観を**実務訓練**によって習得した者が、登録建築家として認定・登録されるというものである。そうである以上、実務訓練を指導する初代登録建築家が出揃ったと判断された時点で、実績評価という便法に重心を置くことの正当性は失われると言って良いであろう。

ではいつ、「出揃った」と言えるのか。JIA正会員のうち、認定要件を満たさない（または登録の意思のない）会員を除いた全員が登録した時点なのか、それとも制度開始後15年となった今日、すでにその時点と見なすのか。

この点は最後に考察することにして、まずはUIAアコードの実務訓練と、その実施例を見ておきたい。

UIAアコードに記載の実務訓練、および適用例

UIAアコードによる建築家資格制度の要点とは、(1) 建築専門教育（推奨5年以上）、(2) 実務訓練、(3) 資格審査・認定、(4) 継続職能研修（CPD）となっており、JIAが推進する建築家資格制度もこれに準拠している。

(2)の実務訓練をUIAアコードは「公益の保護を目的として〈中略〉正規教育課程で学んだ**内容の統合を図る**」ものと位置づけ、最低2年間（今後は3年間）の訓練を建築家資格取得の条件としている。アコードの細則に当たるガイドラインについては、この訓練を教育過程の単位と兼用してはならないこと、また過半を建築教育の基礎過程の後に実施することを求めた上で、訓練の4分野（業務遂行・経営、基本計画・設計、実施設計、監理）やその細かい達成目標、訓練の記録作成、監督者などについて規定している。

UIAアコードの適用例を各国別に記す紙幅はないが、米国NCARBでは修得時間の記録にスマートフォンのアプリを使えるようにしたり、選択を含め計5,600時間の履修だったのを必須修得科目3,740時間として、その先の必要時間数は各州に委ねるなど、改革を進めている。名称も、2016年にIDP（Intern Development Program）からAXP（Architectural Experience Program）へと改め、資格未取得の意匠系の実務経験者に対し、現在の雇用条件などから履修時間申請ができない場合に限り、業務経歴（申請直前5年間は除く）を「AXPポートフォリオ」として指導建築家経由で提出し、各分野の修得度をNCARBが判定するという方法を追加した。また一定条件のもと、修得時間合計の半分未満なら監督建築家の組織以外でも良しとするなど、UIAアコードの枠内ながら資格取得の道を広げる工夫をしている。

JIAが実施する実務訓練の制度設計1（履修関係）

建築家資格制度が細則で認定している実務訓練は、現在、JIAが実施する実務訓練プログラムのみである。訓練に参加できるのは一級建築士と、その受験資格のある者だが、このプログラムに参加するには、まず同じ組織に所属する登録建築家（本制度による）を「監督指導者」として選定した上で、実務訓練参加登録を行う必要がある。

参加登録を完了した者には、監督指導者経由、本部事務局から黒表紙の「**実務訓練ノート**」が支給され、これに沿って訓練が行われる。

3年以上の実務訓練により、700単位（7時間＝1単位）を取得することが訓練終了条件となる。訓練自体は通常の仕事の中での修得項目が多く、仕事と同時に単位取得ができる。訓練内容は11の履修科目分野「建築家としての倫理と行動」「プロジェクトマネジメント業務」「設計前業務」「基本計画業務」「基本設計業務」「実施設計業務」「工事発注に関する業務」「監理業務」「工事完成後業務」「事務所運営業務」「関連活動」に分かれ、各分野の指定単位の合計475単位が必須履修科目、残りの225単位は分野を問わない選択科目となる。なお、訓練中（ま

たは訓練開始前)に一級建築士資格を取得した人は、申請すれば選択科目100単位が免除となる。

実務訓練の制度設計2(指導・資格審査)

実務訓練者の指導は現役の登録建築家が行うが、訓練生がプログラムに沿って修得しているかの単位確認作業を行わなければならない。また年2回、訓練経過報告書を支部認定評議会へ提出しなければならない。訓練終了者は指導建築家経由で、終了証明書を建築家認定評議会へ提出することになる。

訓練を終了し、かつ一級建築士資格を取得するなど、所定基準を満たした者への評議会による資格認定審査は、現在は面接・プレゼンテーション(支部実務委員会が代行)および提出書類で判断するかたちだが、将来はUIA基準の認定試験を行う方向となっている。認定された者は登録手続きを行って晴れて登録建築家として認められ、以後継続職能研修(CPD)を続けていくことになる。

このように、日本で現在、UIAアコードに準拠する実務訓練制度は、JIAのプログラムのみとなっている。

このプログラムの参加者は順調に訓練を終了すれば実績評価による申請よりも早く登録建築家となり得るので、若くして活躍するための素地ともなろう。

実務訓練で一度取得した単位は一生有効で、途中で訓練を中断しても、提出済の訓練報告書があれば再開後にその単位は生かされる。例えば、ゼネコン等、依頼者との利益相反となる職域に転職した場合は実務訓練は中断となるが、再度登録建築家の組織に戻った場合には取得済の単位が合算される。なお、別の登録建築家の組織への転職も考えられ、指導建築家は1人とは限らない。

課題点と見直しへの方向性

現役の登録建築家は、未来を託す次世代の登録建築家を育てなければならない。その努力責務は建築家資格制度の規則にも定められている。今後、全国で実務訓練への参加者を増やす必要があるが、何より、参加しやすい実務訓練制度の環境を作らなければならない。例えば履修の一定範囲については、訓練場所を登録建築家の組織だけではなく、指導建築家の監督のもと、(依頼者との利益相反を生じない)すべての職域での実務経験へと広げる方法も検討すべきであろう。そして実務訓練中に指導登録建築家も訓練生も孤立化しないように、資格制度実務委員会を中心にサポートを行うことが重要になる。

～実務訓練制度を広めるために～

実務訓練参加者を雇用しないままで実務指導できるようにすることは、実務訓練の機会を増やす良い方法と考

えられるが、業務内容の外部漏洩リスクも考えられるので、インターンシップ等では、参加しやすいと同時に問題も防げる方法を検討する必要がある。

～必須単位と選択単位～

前述のように475単位が必須単位となっているが、必須科目の内容の効率化や、合計の700単位そのものの再考も、俎上に載せるべきと考えられる。

～建築士取得の単位参入の是非～

現在、申請で選択100単位分が免除されるが、必須単位の中からも免除単位を設定できると思われる。

登録建築家の質の可視化へ～その礎が実務訓練

建築家の質を保証する「資格」の構成要素は、すべて社会から見て分かるようになっていくべきで、建築専門教育、実務訓練、資格審査(試験)、CPD、それぞれが可視化されて初めて建築家資格といえる。

これらの要素の中で、建築家という職能の真髄が次世代へ引き継がれていくのは、実務訓練においてである。建築家の育成、なかでも職能意識の育成は、実務を担いながら、プロフェッションのありようを指導者や周囲の実務者から学ぶ日々の積み重ねによる。それが可視化されず社会から見てブラックボックスのままでは、旧態依然とした徒弟制度の残滓と見られかねない。実務訓練制度は、この育成過程の可視化でもある。学びは訓練生にとどまらない。指導者同士の情報共有により、登録建築家自身もより広い視野をもつ、社会性の高い建築家へと成長できるであろうことは容易に想像できる。

はじめの設問への回答は自ずと、「現在の“実績評価による認定がほとんど”という状態を脱し、NCARBの例も参考に現実的な訓練方法を鍛えつつ、登録建築家を監督指導者とする実務訓練を中心に据えるべきで、それが資格の本来の姿である」となるだろう。

そしてこの答えは、建築家を育てるシステムを可視化して建築家への信頼を得ること、社会に求められる建築家を輩出することを最重要事項とするという、意識の転換をも求めている。前回の末尾にも書いたように、登録建築家数は増えるべきだし、人数は即、制度の存続に関わるが、それ以上に、資格の質の高さによる公益保護こそが重要であることに異論を挟む者はいないであろう。

そして、この意識転換のもう一つの重要な側面は、実績評価が過去ベースであるのに対し、実務訓練の重視は未来ベースの考え方である、という点だ。建築家の未来を自ら創っていく。JIAの設立趣旨そのものである。

今回は、この未来ベースの思考の現場、訓練の様子をお伝えしたいと思う。